

令和3年4月7日

学 生 各 位

学生支援課

**島根県松江市における大規模火災に係る
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する日本学生支援機構
給付奨学金(家計急変)・緊急(無利子)・応急(有利子)採用について**

下記に該当する者で申し込みを希望する者は、学生支援課学生支援係奨学支援係窓口
(内線:9254)まで来てください。

記

【対象地域】

島根県：松江市

- ※ 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った場合についても、適用地域に準じて取り扱います。
- ※ 被災(罹災)証明書の提出が必要となります。

【対象者】

上記地域で罹災し、直接的な被害(自宅被害等)を被った世帯の学生
主たる家計支持者が同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生